

平成 2 2 年 7 月 2 2 日

## 携帯電話 L T E 技術基準の改正等について

財団法人 電気通信端末機器審査協会

平成 2 2 年 7 月 2 2 日総務省告示第 2 7 1 号及び第 2 7 2 号告示において、それぞれ下記のとおり、平成 1 1 年郵政省告示第 1 6 2 号の別表第 5 号が改正され、及び平成 1 6 年総務省告示第 9 9 号の別表第 6 号が加えられました。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/tanmatu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/index.html)

J A T E では、この新技術基準に基づき試験項目を含め L T E の申込書フォームを作成し、本日より申込受付を開始しております。

皆様方からのお問合せ、お申込を心よりお待ちしております。

### L T E に関する新たな試験項目

技術基準	LTE
基本的機能	D-LTE1 (1)
発信時の制限機能	D-LTE2 (2)
送信タイミング	D-LTE3 (3)
ランダムアクセス制御	D-LTE4 (4)
タイムアライメント制御	D-LTE5 (5)
位置登録制御	D-LTE6 (6, 10-22-2)
チャンネル切替指示に従う機能	D-LTE7 (10-23)
受信レベル通知機能	D-LTE8 (8)
送信停止指示に従う機能	D-LTE9 (7)
受信レベル劣化時の自動送信停止	D-LTE10 (10-26)
故障時の自動的な送信停止機能	D-LTE11 (10-27)
重要通信の保護のための機能	D-LTE12 (10-28)
端末固有情報の変更を防止する機能	D-LTE13 (9)

なお、他の無線設備を使用するデジタル端末についても、文言の修正がありましたので、フォームを更新しております。併せてご請求ください。